

徳島県告示第三百七十九号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦郡勝浦町 勝浦郡上勝町 名東郡佐那河内村 名西郡石井町 名西郡神山町 那賀郡那賀町 板野郡板野町 板野郡上板町 美馬郡つるぎ町	令和四年六月二十四日から 令和五年三月三十一日まで